

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

職員の給与に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会就業規則第26条の規定に基づき、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規程に定める給与の種類は、給料及び諸手当とする。

第2章 給 料

(給料)

第3条 職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

2 職員の給料は、月給制とする。

(給料表)

第4条 職員の給料は、本会給料表（別表1）による。

2 号級は、職務に応じ、次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局長補佐
- (3) 課長
- (4) 課長補佐
- (5) 係長
- (6) 主任
- (7) 主事
- (8) 主事補

(初任給)

第5条 新たに採用した職員の給料は、初任給基準表を基準とし、その者の学歴、経歴、年齢、能力等を勘案して、会長がこれを定める。

(昇給の基準等)

第6条 職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから、その号給について12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に

昇給させることができる。

- 2 前項第1項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 3 昇給の時期は、毎年4月1日、10月1日とする。

(給与の計算)

第7条 給与の計算は、1日から末日までとする。

- 2 前項の規定は、期末手当、勤勉手当については適用しない。

(給与の支給方法等)

第8条 給与は、毎月1回23日に支給する。ただし、当日が休日の場合は繰り上げるものとする。

- 2 給与は、通貨をもって職員に支給する。

(休職者の給与)

第9条 休職した職員に対する給与は、次のとおりとする。

- (1) 業務上負傷し、または疾病にかかり就業規則第30条により休職したときは、その休職期間労働災害保険を適用する。
- (2) 業務上以外の負傷及び疾病にかかったときは、社会保険健康保険の傷病手当を適用する。

第3章 手 当

(諸手当)

第10条 第2条に定められた諸手当は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 管理職手当 | (2) 職務手当 |
| (3) 地域手当 | (4) 通勤手当 |
| (5) 住居手当 | (6) 家族手当 |
| (7) 期末手当 | (8) 勤勉手当 |
| (9) 時間外勤務手当 | (10) 休日勤務手当 |

- 2 前項に定められた諸手当の内容は、別に会長が定める。ただし、予算の範囲内で支給するものとする。

(退職手当)

第11条 職員が退職した場合に支給される退職手当（死亡による退職の場合はその遺族）は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款の定めるところにより支給する。

第4章 旅 費

(旅費)

第12条 職員が業務のため出張命令を受けて出張する場合は、本会旅費規程に基づき支給する。

第5章 補 則

第13条 職員が休日勤務した場合の取扱いは、振替休日を与えておこなうものとする。

附 則

この規程は、平成 8年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

社会福祉法人精華町社会福祉協議会事務局職員給料表

単位：円

事務職・介護職（一般）			医療職（一般）			管理職	
勤続年数	号級	給料月額	勤続年数	号級	給料月額	号級	給料月額
	1-3	138,800				4-1	218,200
1	1-4	143,300				4-2	226,200
2	1-5	148,500	2	2-3	183,000	4-3	234,600
3	1-6	154,300	3	2-4	189,400	4-4	243,500
4	1-7	160,200	4	2-5	196,100	4-5	252,500
5	2-2	170,700	5	2-6	202,600	4-6	260,900
6	2-3	177,400	6	2-7	209,200	4-7	269,300
7	2-4	184,400	7	2-8	215,600	4-8	277,600
8	2-5	190,200	8	2-9	222,400	5-7	288,000
9	2-6	195,500	9	2-10	229,700	5-8	296,400
10	3-4	205,700	10	2-11	236,600	5-9	304,800
11	3-5	213,300	11	2-12	244,300	5-10	313,100
12	3-6	221,100	12	2-13	249,800	5-11	321,100
13	3-7	229,000	13	2-14	256,200	5-12	328,500
14	3-8	236,400	14	2-15	261,700	6-10	338,700
15	3-9	242,800	15	2-16	267,700	6-11	348,000
16	3-10	249,200	16	2-17	272,100	6-12	357,200
17	3-11	255,400	17	2-18	277,200	6-13	366,100
18	4-6	260,900	18	2-19	281,600	6-14	374,800
19	4-7	269,300	19	2-20	286,000	6-15	382,300
20	4-8	277,600	20	3-12	293,200	6-16	387,800
21	4-9	285,700	21	3-13	301,100	6-17	392,800
22	4-10	293,600	22	3-14	308,800	6-18	396,200
23	4-11	301,300	23	3-15	316,100	6-19	399,700
24	4-12	308,600	24	3-16	323,100	6-20	403,100
25	4-13	315,600	25	3-17	329,500	6-21	406,500
26	4-14	322,400	26	3-18	335,500	6-22	409,900
27	4-15	328,400	27	3-19	339,400	6-23	413,300
28	4-16	334,000	28	3-20	343,400	6-24	416,700
29	4-17	337,600	29	3-21	346,800		
30	4-18	340,900	30	3-22	349,500		
31	4-19	344,000	31	3-23	352,100		
32	4-20	346,300	32	3-24	354,400		
33	4-21	348,500	33	3-25	356,700		
34	4-22	350,800	34	3-26	358,700		
35	4-23	353,000	35	3-27	360,800		
36	4-24	355,200	36	3-28	362,900		
37	4-25	357,600	37	3-29	365,100		